合	計

問題 1

クラ	ラス	
フリ	ガナ	
氏	名	

- 1 相続人等の相続税の課税価格の計算
- (1) 遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(4)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
宅地 J						
家屋M						
宅地L						
家屋N						
〇社株式						

氏 名	
氏 名	

(1)	害腑により取犯し	お佃りの肚本	(次の(2)及び(4)に該当する	オのなゆ!)	の価節の計算	(姓も)
(I)	1見贈により取得し	、 /、´´ 的 々 (ノ) り 厍	(水())(2)(水()(4)(こ談当)(6)	ものがほく。こ	(//	(赤元 乙

財産の) 種 類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
宅地 P							
 家屋 Q							
∧座 ⟨							
現金							

(2)	取引相場のないR社株式の価額の計算
-----	-------------------

1	評価方法の判定			

- 164 -	
---------	--

氏	名	

口	1株当たりの資本金等の額及び1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数の計算	
	(単位:	F,

	(単位:円)
	,
a Nichala Nica Maria dee	
1株当たりの資本金等の額	
1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数	株
、 東京小里一 <i>中央</i>	(※44.17)
ハ 配当還元価額の計算(特例的評価方式が適用される場合のみ)	(単位:円)

氏 名

=	R社の比準要素 (B·C·D) の計算		(単位:円)
		®の金額	
		②の金額	
		②の金額	
		10000000000000000000000000000000000000	
ホ	R社株式の評価額		(単位:円)

нт.	<i>→</i>	
尺	名	

ホ R社株式の評価額 (続き)		(単位:円)
	·- _T	SIR TV for let v = kec +
	取得者	課税価格に算入 される金額
(3) 小規模宅地等の特例の計算		(単位:円)
特 例 適 用 対 象 財 産	取得者	課税価格から減額される金額

	.	
氏	名	

(4)	相続マけ書贈に	トスみな	し取得財産価額の記	十曾
\ ' + /	11日水川 入 Vみ I見 以日 V〜	4 20 0 7 4	プロスコオリン PE	1 -77

財	産	の	種 類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
ļ									
ļ									

(5) 債務控除額の計算

項	目	負	担	者	計	算	過	程	金	額

氏	名	

(6)	理税価格へ	加管する	、贈与財産	(暦年贈与財産)	価額の計質
\ U /	H7K/17E HH1/17=	·////			

贈与年分	財	産	の	種	類	計	算	過	程	受贈者	加算される贈与 財産価額

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位:円)

贈与年分	財産の種類	計	算	過	程	受贈者	加算される贈与 財産価額

(8) 各人の課税価格の計算

項目相続人等				
遺 贈 財 産				
みなし取得財産				
相続時精算課税適用財産				
債務及び葬式費用				
生 前 贈 与 加 算				
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)				

F·	夕	
14		

2 相続税の総額の計算

課税価	格の合	計額(単	单位:	升	円)	遺産に係る基礎控除額(単位:千円)	課税遺	産 額(単位:千円)
		,						
法定相	目続 人	法定	相	続	分	法定相続分に応ずる取得金額(単位:千円)	相続税の総額の	基となる金額(単位:円)
	I							I
合 計	人		1				相続税の総額	円

3 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(1) 納付すべき相続税額の計算

区	相続人等				合 計
算	出 税 額				
加	相続税額の2割加算金額				
算又	贈与税額控除額(暦年)				
は 減	配偶者の税額軽減額				
算	贈与税額控除額(精算)				
納 (10	付 税 額 0円未満切捨て)				

氏	名	

(2) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

控除等の項目	対	象者	計	算	過	程	金	額
							-	
							-	
							-	
							-	
							-	
							-	
							-	

合	計

問題 2

クラ	ラス	
フリ	ガナ	
氏	名	

- 1 相続人等の相続税の課税価格の計算
 - (1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)、3及び5に該当するものを除く。)の価額の計算

財産の種類	取得者	課税価格に算入 される金額	計	算	過	程
宅地G						
建物H						

	<i>→</i>	
氏	名	

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)、3及び5に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

						(単位	:円) <u>一</u>
財産の種類	取得者	課税価格に算入 される金額	計	算	過	程	
宅地亅							
 私道							
建物K							
宅地 P							
その他の財産							

Æ	么	
14	1 11	

- (2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(N社株式)の価額の計算
 - ① 評価方式の判定

② 資産及び負債の計算

イ 資産の部 (単位:円)

	貝座の印										(単位・口)
科	目	相続税評価額	帳	簿	価	額	計	算	過	程	
現金											
預金											
受取手形											
売掛金											
貸付金											
棚卸資産											
土地											
 建物											
 器具備品		l									
有価証券											
ゴルフ会											
合	計										

氏	名	
` `		

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(N社株式)の価額の計算(続き)

ロー負債の部(単位:円)

科	目	相続税評価額	帳	簿	価	額	計	算	過	程
支払手形										
買掛金										
未払金							 			
貸倒引当金							 			
退職給付引	当金						 			
合	計									

	台 訂				
<u>3</u>) 1株当たりの	純資産価額の計	算		(単位:円)

-		
人	名丨	
l		

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(N社株式)の価額の計算(続き)

④ 1株当たりの評価額の計算

財産の種類	取得者	課税価格に算入 される金額	計	算	過	程	
N社株式							

	<i>→</i>	
氏	名	

2 小規模宅地等の特例の計算

(単位:円) 算 過 程 計 対 象 取得者 課税価格から減額される金額 特 例 適 用 財 産

	,	
氏	名	

\circ	TH 44: 11) 1. 中口分)。	1_ ~	7 7 2	1	相続財産0	一かまっ	、二 ト ケケー
`~		/工事問題//	Γ 4	5 H 72	- 1) 1 1 1 1 2 1 7 / /) = T =

財産の種類	取得者	課税価格に算入 される金額	計	算	過	程

4 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の計

						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
情務及び 葬式費用	負担者	金額	計	算	過	程
債務						
弄 式費用						

IT.	H	
氏	名	

5	課税価格に加算	ケナ フ	明片 田;	空価短の	小針谷
:)	- 6本7兄11117行7に ハニ カロ・5	ユ リ んつ		生 111111111111111111111111111111111111	

贈	与	年	分	受贈者	加 算 さ れ る 贈与財産価額	計	算	過	程	

6 相続人等の課税価格の計算

項目相続人等				
相続又は遺贈による取得財産				
みなし取得財産				
債務及び葬式費用				
生前贈与加算額				
課税価格(千円未満切捨)				

氏	名	

7 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

	課税価格の合計額		課税価格の合計額 遺産に係る基礎控除額		遺産額
		千円	千円		千円
法定	相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額	の基となる税額
			千円		円
		·			
合計	人	1		相続税の総額 (百円未満切捨)	円

(2) 相結 / 笙の納付すべき相結超額の計管

(2) 相続人等の納付す	トベき相続税額	の計算			(単位:円)
相続人等 項 目					
算 出 税 額					
相続税額の2割加算額					
贈与税額控除額(暦年)					
配偶者の税額軽減額					
納付税額(百円未満切捨)					

	.	
氏	名	

(3) 相続税額の2割加算額及び控除金額の計算

加算及び控除の 項目	対 象 者	金	額	計	算	過	程	

片	名	

8 令和6年分 贈与税額の計算

受贈者	金額	計	算	過	程	



問題 3

クラ	ラス	
フリ	ガナ	
氏	名	

- I 相続人等の相続税の課税価格の計算
- 1 遺贈により取得した個々の財産(次の2、3、5及び7に該当するものを除く。)の価額の計算

								(単位・円)
財産の種類		計	算	過	程	取	得 者	課税価格に算入 される金額
S町100番 所在の宅地								
こっとう品								
K町200番 所在の宅地								
別在の宅地								
構築物								

п.	kt	
尺	名	

			/ •					/ \
1	遺贈により取得し	た個々の財産	(次の2、	$3 \cdot 5 \times$	が7に該当する。	ものを除く。)	の価額の計算	(続き)

						(単位・円)
財産の種類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
M町400番 折在の宅地						
市街地山林						
立木						
271						
D +1.44_P						
P 社株式 						
遺贈により取得した個	もの財産 (取る	日相坦のた	さい 1 社株司	P)の価額の計		
		Л14П <i>•77</i> Т∨Л′а		() 「	기	
イ 評価方式の判定						

氏	名	

П	結咨	:	価額	σ	計/	笞
\sqcup	尔里 目	牛	111111谷貝	V)	ii −	돠.

(1)	資産の部						(単位:円)
科	目	帳 簿 価 額	相続税評価額	計	算	過	程
ļ							
合	計						
(口)	負債の部						(単位:円)
科	目	帳 簿 価 額	相続税評価額	計	算	過	程
ļ							
合	計						
(/)	1株当たりの	純資産価額の計	算				(単位:円)
		計	算	垣	程		

計	算	過	程

氏	名	

ハ 1株当たりの価額の計算

財産の種類	計	算	過	程	取得	者 課税価格に算入 される金額
	l					
	<u> </u>					

F·	夕	
14		

ハ 1株当たりの価額の計算(続き)

財産の利	種 類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

氏	名	

3 相続又は遺贈によるみなし取得財産(相続時精算課税の適用を受ける贈与財産を除く。)価額の計算

財	産	の	種 類		計	算	過	程	取得者	課税価格に算入される金額
ļ 										
				-						

-	_	
氏	名	

4	小規	人人	地等	の特	門(1	ク計:	算										(単位:円)
			ri-	rt, /	lzil	, pp	ㅁ 사	名 田		<u>ਾ</u>			Η̈́τ	7 日	±z.	=用おに牧 ふご	・当妬とおり入妬
			#	守 1	例	適	用対	象 財	<u> </u>	産			取	得	者	課税価値から	う減額される金額
5	相続	時精	算課	税の)適月	目を	受ける贈	与財産	価客	頁の計	-算						(単位:円)
							7 7 - 7 1										加算される贈与
贈	与	年	分	受	贈	者		計	ŀ		算	进	<u> </u>		程		別異される贈子 財産価額
						\dashv											別 座 画 領
				ļ													
				ļ													
				ļ													
				ļ													

	.	
氏	名	

6	課税価格から	. 控除すべき		7ド蒸式費	用の	計僧

6	課税	価格	から	控除	きすべき	債務及び葬	式費用の計算	算				(単位: F	月)
債 葬	務 式	及 費	び 用	負	担者		計	算	過	程	金	名	須
						-					 		
						-					 		
						-					 		
ļ				ļ							 		

7	相続税の課利	6価格に加算す	る贈与財産	(暦年贈与財産)	価額の計算

贈	与	年	分	受	贈	者	計	算	過	程	加算される贈与 財産価額

8 各人の相続税の課税価格の計算

相続人等 区 分				合	計
遺贈による取得財産					
みなし取得財産					
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産					
債務及び葬式費用					
生 前 贈 与 加 算 (暦年課税分)					
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)					

氏	名	

Ⅱ 相続税の総額の計算

課利	说 価 格	の合	計額	遺産に係る基礎控除額	課	税	遺	産	額
			千円	千円					千円
法定相	目続人	法定	相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続	税の総	額の基	となる	税額
				千円					円
		*			+				
					+				
		+			·				
合 計	人		1		(100円未	満切捨	て)		円

Ⅲ 相続人等の納付すべき相続税額の計算

1 相続人等の納付すべき相続税額の計算

区	相続人等							合	計
あ	ん分割合	·	各人の課税価格 課税価格の合計額						-
算	出 税 額								
	相続税額の2割 加算額								
加算	贈与税額控除額 (暦 年)								
又	配偶者の税額軽 減額								
は	障害者控除額								
減算	相次相続控除額								
	贈与税額控除額 (精 算)								
納 (1	付 税 額 00円未満切捨て)								

Æ	名	
1	111	

2 相続税額の2割加算額及び控除金額の計算

加算及び控除の	対象者	=	算	過	程	金	岁 百
項目	刈 豕 白	月日	异	呾	任	盂	額

合	計

問題 4

クラ	ラス	
フリ	ガナ	
氏	名	

- I 相続人及び受遺者の相続税の課税価格の計算
- (1) 遺贈により取得した個々の財産(次の(4)及び(6)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類		計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
I 宅地							
J 家屋							
K宅地							
	.						

III.	Ħ	
177	石	

(1) 遺贈により取得した個々の財産 (次の(4)及び(6)に該当するものを除く。) の価額の計算 (続き)

財産の種類	Ī	Ħ	算	過	程	取得者	課税価格に算入される金額
L社株式							
	·						

III.	Ħ	
177	石	

(1) 遺贈により取得した個々の財産 (次の(4)及び(6)に該当するものを除く。) の価額の計算 (続き)

									(単位:円 <i>)</i>
財産の種類		計	算	過	程	取	得:	者	課税価格に算入 される金額
(L社株式)									
this lyl. n. o									
農地M									
	l								
	<u> </u>								

止	Ø	
17	石	

(1) 遺贈により取得した個々の財産 (次の(4)及び(6)に該当するものを除く。) の価額の計算 (続き)

財産の種類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
N定期預金						
O社株式						
P家屋						
1 70						
P宅地						
別荘及び別荘地						
Q社株式						

氏	名	

/ - \	・中口光) マト し ロライロ)	(次の(4)及び(6)に該当する	1 ~ 4 7/ /	~ /T #T ~ = 1 kk	(v+ v)
\ I /		-(4)			

財産の	種類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入される金額
(Q社株式							
2. D. H. D.	Hair						
その他の	·/						
(2) 相紛	たにより取得し	た財産(次の位	4)及び(6)に該	当するもの	を除く。)の価	i額の計算 	(単位:円
	章	十 算	過	程		取得者	課税価格に算入 される金額

氏 名	

(3)	小規模宅地等	の特例の計算

(3)	小規模名	三地等	の特	例の	計算											(単位:	: 円) ——
						計			算	過	Į		程	呈			
															l		
		特	例	適	用	対	象	財	産		\dashv	取	得	者	課税価格から減額	される金	定額
										 					t		

氏	名	

(1)	相続又は遺贈り	· トスみた	1 取得財産	の価類の計質
(4)	TH 377 X V み 7見 以音 V	こよのかは		//IIII宿日 V / 百 异.

計

算

過

程

財産の種類

	(単位:円)
取得者	課税価格に算入 される金額

								<u> </u>			
(5)	課	锐価	格か	ら控除すべき債務及	び葬式費用の	の額の計算					(単位:円)
		及費		計	算	過	程		負担者	金	額

氏	名	

(6)	課税価格に加算する	贈与財産	(歴年贈与財産)	の価額の計算
(0)				V / IIIII 行見 V / 日1 分子

贈	与	年	分	受	贈	者	計	算	過	程	加算される贈与 財産価額
ļ											
ļ											
ļ											
ļ											
ļ											

(7) 相続人等の課税価格の計算

相続人等 区 分				計
遺贈による取得財産				
相続による取得財産				
みなし取得財産				
債務及び葬式費用				
生 前 贈 与 加 算 (暦 年 課 税 分)				
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)				

	<i>→</i>	
氏	名	

Ⅱ 相続税の総額の計算

II.	果移	ź 価	格	の合計	額	遺産	産に係	る基	: 礎 控	除額	語	R.	税	遺	産	額
					千円					千円						千円
法 5	定相	目続	人	法定相続分	(分数)	法定	相続分り	に応す	「る取行	得金額	相	目続利	見の総	額の基	となる	税額
					_					千円						円
					-											
					-											
					-											
合	計		人	1							(100)	円未	満切	舎て)	·	円

Ⅲ 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(1)	納付すべき相続称	説額の計算			(単位:円)
Image: section of the	相続人等				計
算	出 税 額				
加	相 続 税 額 の 2割加算金額				
算又	贈与税額控除額(暦年)				
は 減	配偶者の税額軽減額				
算	障害者控除額				
納 (10	付 税 額 0円未満切捨て)				

_	, l	
尺	名	

(2) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

控除等の項目	対象者	計	算	過	程	金	額
	l						
	 						

合	計

問題 5

クラ	ラス	
フリ	ガナ	
氏	名	

- I 各相続人等の納付すべき相続税額
- 1 相続人等の相続税の課税価格の計算
- (1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(6)に該当するものを除く。)の価額の計算

								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
財産の種類	計	算	過	程	取	得	者	課税価格に算入 される金額
宅地X								
宅地Y								
建物 I								

氏	名	

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(6)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

財産の種類	======================================	十 算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
建物 J						
宅地L						
私道						
土地N						
構築物						
定期預金						
K社株式						

氏	名	

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(6)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

	T							(単位:円)
財産の種類		計	算	過	程	取	得 者	課税価格に算入 される金額
(K社株式)								
	l							
	l							<u> </u>

氏	名	
~ 4	- 11	

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(6)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

財産の種類		計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
(K社株式)							
M転換社債							
	•						
	•						
普通預金							

氏	名	

((2)	小推	模字址	1等の	蛙例	の意	十曾
А	(4)	/ \ \/\	175-1-11	ハートソノ	14T 171	Vノロ	1 7

	計	算	過	程	
特 例 適	用対象財	産	取得	者は課税価格か	ら減額される金額

氏	名	

(3)	相続フは書贈に	1	ススなし	取得財産の価額の	の計質

(3)	相紛	た又は遺	贈によるみ	なし取得則	才産の価額 <i>の</i>	計算			(単位:円)
財産	きの	種 類		計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
ļ									
ļ									
ļ									
ļ									
ļ									
ļ									ļ

(4) 課税価格に加算又は算入する贈与財産(相続時精算課税適用財産)の価額の計算 (単位:円)

贈	与	年	分	受	贈	者	財	産	の	種	類	計	算	過	程	課税価格に加算 又は算入される 金額
												·				·

氏	名	

(E)	三田 4代 石田 4夕 ふ、	さが必ずべ	、と信数型	7ドボーナ那 田
(0)	課税価格か	り作味りい	、 2 1目 // 12	(ア発式)首片

(5)	課	税価	格か	ら控	200	すべ	き債務及び葬	厚式費用					(単位:円)
債 葬	務式	及 費	び 用	負	担	者		計	算	過	程	金	額
				Ī									

	(6)	課税価格に加算す	る贈与財産	(暦年贈与財産)	の価額の計算
--	-----	----------	-------	----------	--------

- (道/	(Щ	1
- (44.	11/	ш	-)

贈	与	年	分	受	贈	者	財	産	の	種	類	計	算	過	程	課税価格に加算 される金額
ļ																
ļ																
ļ																
ļ																
ļ																

(7) 相続人等の課税価格の計算

相続人等				
区分				
相続又は遺贈による取得 財産				
みなし取得財産				
相続時精算課税の適用を 受ける贈与財産				
債務及び葬式費用				
生 前 贈 与 加 算 (暦年課税分)				
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)				

氏	名	

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課利	总 価 格	の合計額	遺産に係る基礎控除額	課	税	遺	産	額
		千円	千円					千円
法定标	目続人	法定相続分(分数)	法定相続分に応ずる取得金額	相続	税の総	額の基	となる	税額
			千円					円
合 計	人	1		(100円=	未満切打	舎て)		円

(2)	2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算 (重要な)						(単位:円)	
Image: section of the	相続人等							
算	出 税 額							
加	相続税額の2割加算 金額							
算	贈与税額控除額 (暦年課税分)							
又 は	配偶者の税額軽減額							
減	障害者控除額							
算	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)							
納 (1	付 税 額 00円未満切捨て)							

氏	名	

(0)	Lロルナイソ かて m	0	A-11.4 A A-2 T	or 10 July 1	76 A AT	_	-1 44
(3)	相流积积4月(/)	2	割加算金額及	ひ控	笨金組	(/)	計算

加算及び控除の 項目	対象者		十 算	近		呈	金	額
l		l						
		l						

Ⅱ 子Aの相続時精算課税に係る権利義務の承継者、承継割合及び納付すべき税額

死亡した者の納付っ	すべき税額			円
権利義務の承継者				
承継割合				
納付すべき税額 (100円未満切捨て)	円	円	円	円

合 計

問題 6

クラ	ラ ス	
フリ	ガナ	
氏	名	

- 1 相続人等の相続税の課税価格の計算
 - (1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないM社株式)の価額の計算

1	評価方式の判定		
_			
		·	
_			(W. II.
(2)	配当金額の計算		(単位:
		-	
		$^{\circ}$	円
(3)	年利益金額の計算		(単位:
	1.40 mm mv 484 - 5 H 1 24.	-	ا ا
		©	

氏	名	

1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場の	/ 'a v * IVI Tエ/本入// V / TILL/領V / 計 昇	
④ 純資産価額の計算		(単位:
	(D)	
⑤ 1株当たりの類似業種比準価額の計算		(単位:
社の1株当たりの類似業種比準価額		円

氏	名	

- (1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないM社株式)の価額の計算(続き)
 - ⑥ M社株式の1株当たりの価額の計算

財産の種類	<u></u>	十 算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
M社株式						

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(上記(1)及び2以降に該当するものを除く。)の価額の計算

財産の種類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
宅地 I						
(敷地利用権)						
(敷地所有権)						

	<i>→</i>	
氏	名	

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(上記(1)及び2以降に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

財産の種類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入 される金額
家屋 [
(配偶者居住権)						
(建物所有権)						
宅地 J						
						_
						_
						_
						_
						_
						_
別荘及び別荘地						

氏	名	

(0)	エログキ マフィア・中国光 シャート	の取得しょ 個)の以立	(上記(1)及び2以降に該当するものを除く。)	かかるの子になくがまれる
(2)		1 HV 45 1 7 7 4固 夕 (/) H/ 6年) (/)/m/sh(/)ミT 目 (金元 4)

財産の種類		計	算	過	程		取得者	課税価格に算入 される金額
普通預金								
定期預金								
その他の財産								
2 課税価格に加	算する贈与	財産(相給	売時精算課 稅	分)価額の)計算			(単位:円)
贈与年分	受 贈 老		計	算	過	程		加算される
71 73			HI	21	~	1-4-		贈与財産価額
	†							
	 							
								l .

氏	名	

2	小規模宅地等の特例の計算
.3	小規模毛型寺の特別の計算

3	小規模宅地等の特別	例の	計算											(単位:円)
				Ē	†		算	ī.	過		利	呈		
	—————————— 特	例	対	象	宅	地	等			取	得	者	課税価格から減額さ	<u></u> される金額
													 	

氏	名	

4	十日 4年 77	14、年11円1~	1-	7 7.	+ 1	相続財産の	年毎の計算
4	不日常冗 乂	はは間に	4	200	121	プイトポア・リノーノキ・レフ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

財	産	の	種	類	取	得	者	計	算	過	程	課税価格に算入 される金額

5	課税価格か	ら控隊	さかてき	倩務及	び蒸式費」	\blacksquare
J		・ノコエウ	, , , ,	1 U / 177 / X	U # 1 1 1	т

5	課税	価格	から	控队	ます	べき	債務及び葬式	弌費用					(単位:円)
債 葬	務 式			負	担	者		計	算	過	程	金	額
ļ				ļ 								 	
ļ				ļ 								 	
ļ												 	
ļ												 	
							l					 	

氏	名	

6	課税価格に加算す	ス贈与財産	(歴年贈与財産)	価額の計質
()				

贈	与	年	分	受	贈	者	計	算	過	程	加 算 さ れ る 贈与財産価額
ļ							 				
ļ							 				
ļ							 				
ļ							 				
ļ							 				

7 相続人等の課税価格計算

項目相続人等			
相続又は遺贈による取得財産			
みなし取得財産			
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産			
債務及び葬式費用			
生前贈与加算(曆年課税分)			
課税価格(千円未満切捨)			

氏	名	

8 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格	の合計額	遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
	千円	千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
·	*		
合計 人	1		相続税の総額 (百円未満切捨) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(2) 相続人等の納付す	よべき相続税額	の計算		(単位:円)
相続人等 項 目				
算 出 税 額				
相続税額の2割加算				
贈与税額控除額(暦年)				
配偶者の税額軽減額				
未成年者控除額				
贈与税額控除額(精算)				
納付税額(百円未満切捨)				

н	<i>H</i>	
尺	名	

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額

(3) 作成化		<u> </u>	1/JH 5	开/人	0 江水亚族					(-	単位・円 <i>)</i>
加算及び控 項	除の目	対	象	者		計	算	過	程	金	額
					ļ					 	
					\					 	
					ļ					 	